

多治見市告示第243号

是正請求事案（公募委員の選考に関する是正請求（総務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成27年8月12日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 公募委員の選考に関する是正請求（総務課）事案
- 2 答申日 平成27年8月5日
- 3 結論 公募委員の選考に関する是正請求については、申立てを棄却すべきである。
- 4 事案概要 市総合計画市民委員会に応募したところ選考委員会が開催されずに委員が選考されていることを知った。選考委員会が開催されずに選考されるのは理解しがたい。課題作文の提出を求めた委員会の委員の選考に際しては、原則として選考委員会を開催すべきである。評価者が点数をつける前に、提出された課題作文に対して、評価者が認識を深めたり、共通の認識を持つため、評価者間で意見交換することは必要であるため、選考委員会を開催すべきであるとして、平成27年3月16日付けで多治見市長に対して是正請求を行ったものである。

5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

是正請求人は、「選考委員会規定を設け、必ず選考委員会を開くこと。またその選考委員会において選考基準を決めること。」を主張する。

本審査会は、まず、市民公募委員の選考においては、選考のための評価基準が明確に設定され、この基準に基づいた評価が行われることが最も重要であると考えられる。

他方、評価あるいは選考を行うための方法については、是正請求人が求める「選考委員会を開催して行う。」という方法もあれば、例えば「課題作文の審査に加えて面接も行う。」などの方法もあって、多種多様な方法がありうる。したがって、市民公募委員の選考人事において、市は、この多種多様な評価と選考の方法のなかから、当該選考人事にふさわしい方法を選ぶことができると考えられる。

本件においては、市総合計画の事務を所掌する部署に属する3名の選考委員が、前もって設定された評価基準に基づいて、それぞれの責任で独立した評価を行い、それぞれが付けた評価点を合算して評価と選考を行うという方法が選択されている。先に述べたように、選考人事に関する広い裁量権が市にはあることを勘案すると、本件において市が採った評価と選考の方法は、許容しうる範囲内で行われたものと考えることができる。

また、市民公募委員の選考制度が、上記の課題作文の評価に加え、要綱に規定された委員選任の基準を考慮したうえで、最終的に市長が選考するものであることから判断すると、選考過程の最初に行われる課題作文の評価の段階で、選考委員会を必ず設置し、審査の事前、事後の2回、選考委員会を開催することを義務づけなければならないとまではいうことはできないと考える。

以上のことから、本審査会は、公募委員の選考にあたり多治見市が行った手続には特に是正すべき瑕疵はないと判断した。

#### 4. 意見

なお、本審査会は、本件に関連して、以下のとおり意見を述べるものである。

市民参加の手法の一つとして、市民公募委員制度を設けていることは行政の姿勢として評価できるものである。そして、設置されている各種委員会の果たすべき責務や求められる役割の多様性から見て、市民参加を積極的に活用することが求められているものも多く、その種の委員会では特にこの市民公募委員制度を用いることは重要であると考ええる。

今後、市民参加をさらに活発なものとしていくためには、多治見市が設置する各種の委員会について、市民公募委員制度を活用するにあたっては、市民から見た選考の公正性が担保されることに留意した制度を引き続き検討していくことが望ましいと考える。